

議案第 15 号

宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例を制定する
について

宇治市集会所に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 2 月 16 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例

宇治市集会所に関する条例（平成27年宇治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 を

| | |
|---------------|-----------|
| 宇治市木幡南山68番地3 | 宇治市東木幡集会所 |
| 宇治市白川娑婆山16番地1 | 宇治市白川集会所 |

」

「 に改める

| | |
|--------------|-----------|
| 宇治市木幡南山68番地3 | 宇治市東木幡集会所 |
|--------------|-----------|

」

。

附 則

この条例は、令和4年4月11日から施行する。

（提案理由）

集会所の廃止について、所要の改正を行うものであります。